

	改正後	現行	差分
	投資信託受益権振替決済口座管理規定	投資信託受益権振替決済口座管理規定	
	第 1 条～第 5 条　（略）	第 1 条～第 5 条　（略）	
	第 6 条（振替の申請）	第 6 条（振替の申請）	
	（略）	（略）	
	2　（略）	2　（略）	
	3　前項第 1 号の口数は、一口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が一口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。	3　前項第 1 号の口数は、一口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位 ^o ）が一口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。	変更
	4・5　（略）	4・5　（略）	
	第 7 条～第 14 条　（略）	第 7 条～第 14 条　（略）	
	<u>第 15 条（取引の制限等）</u>		追加
	<u>　当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u>		追加
	<u>2　前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u>		追加
	<u>3　前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u>		追加
	第 16 条（解約等）	第 15 条（解約等）	変更
	この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。	この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。	変更
	第 17 条（緊急措置）	第 16 条（緊急措置）	変更
	（略）	（略）	
	第 18 条（その他）	第 17 条（その他）	変更
	（略）	（略）	

附則
（実施日）
　この規定は、令和 8 年 4 月 13 日から実施する。